

4 変更承認申請

「運搬車の数量」や「運搬先」等を変更しようとするときは、事前に変更承認申請を行い、承認を受ける必要があります。申請の窓口は清掃協議会です。

(1) 申請方法等

- ① 変更承認申請を必要とする変更事項については、器材や設備等を整える前に、必ず清掃協議会へ事前に相談してください^(注)。特に運搬車に係る事項は、承認を受けずに稼動することができないため、変更の計画段階で相談するようにしてください。ただし、運搬車の減少については、作業計画に支障が生じない場合に限り相談は不要です。

* 指定処理施設へ継続的に持ち込むための「持込承認申請」の手続きとは異なりますので、注意してください。

(注) 運搬車等に係る事項の事前相談については、P. 42 の添付書類のうち、白抜きの❶で表記された書類を作成し、清掃協議会に提出してください。事前相談についてはFAXの利用もできます。この場合、送信後に確認の電話をしてください。

- ② 相談後、変更承認申請書【様式No.5】を提出用と申請者控用を作成し、変更事項に係る必要書類(P. 42 「(2) 変更承認事項及び添付書類」参照)を添付して、清掃協議会へ提出してください。なお、申請者控用については、添付書類を省略することができ、写しでも可とします。郵送による申請も可能です(提出先・郵送先は、P. 224 を参照)。

* 1部の申請書で複数区の承認を同時に申請することができます。添付書類は1部のみ提出してください。

- ③ 申請書等に押印する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)を使用してください。

- ④ 郵送により申請者控用の返却及び変更承認書の交付を希望する場合は、発送に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて申請してください。

なお、変更承認書交付までには、一定期間の日数を要します。変更承認書交付以前に清掃協議会が受理印を押した申請者控用の返却を希望する場合は、発送に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を申請者控用、変更承認書交付用として、それぞれ1通ずつ添えて申請してください。

- ⑤ 基準を満たしているか、書類審査(必要に応じて立入検査)を行います。

- ⑥ 審査の結果、変更内容を承認したときは、変更承認書を交付します。

- ⑦ P. 42・43 「(2) 変更承認事項及び添付書類」に記載のある変更承認事項のうち、次のいずれかの事項を変更した場合は、許可証の記載事項が変更となるため、新しい許可証を交付します。

1	保管・積替施設の設置場所
3	運搬先
4	処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
5	処分先

- ⑧ 新しい許可証を交付する場合、変更前の許可証は、返納していただくことになります。新しい許可証の用意ができた時点で清掃協議会から連絡をします。紛失・き損により旧許可証を返納できない場合は、事前に再交付申請を行ってください。許可証の郵送交付を希望する場合は事前相談時にお問い合わせください。
- ⑨ 変更承認事項が複数ある場合は、原則として変更事項ごとに申請してください。
- ⑩ 次の添付書類に関する共通事項を守ってください。

<p>㉞ 登記事項証明書等公的機関に発行手数料の支払いを要する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> * 原本を添付してください。 * 申請前3か月以内に発行されたものに限ります。
<p>㉟ 施設、設備、運搬車等の写真</p> <ul style="list-style-type: none"> * 申請前3か月以内に撮影されたものに限ります。 * 必要とする内容等が鮮明に写るように撮影してください。 * 規格は、カラーサービス判を基本とします（インスタント写真は不可）。鮮明に印刷されていれば、デジタルカメラで撮影した画像をカラー印刷したものや、写真をカラーコピーしたものでも可とします。 * 写真は、A4判の台紙に貼り付けるかA4判の用紙に印刷してください。 * 運搬車の写真については、運搬車の前後方・左右両側面すべてが写り、「車体の形状・色」、「許可に関する表示」及び「車両のナンバープレート」が明らかに確認できるように撮影してください。（P.36 運搬車の写真の撮り方 参照） * 登録を一時抹消する場合は、手続きの前に許可表示を抹消し、登録している車両のナンバープレートが装着されている状態で撮影してください。（P.96 Q&A.28 参照） ※ 許可表示を抹消する際には、マグネットやガムテープ等で一時的に覆うような簡易な処理は認めていません。塗装等により完全に表示を消してください。また、許可表示を抹消した運搬車の写真を、申請時に添付できない場合は、確約書【見本No.6】を添付し、写真のみを後日提出してください。

- ⑪ 申請した事項が承認されるまでは、申請事項に係る事業を行うことはできません。
- ⑫ 施設に関する変更承認申請の提出範囲

保管・積替えを行う施設	・保管・積替施設の所在する区
運搬先	・運搬先施設の所在する区 ・当該運搬先に搬入する廃棄物を収集する区全て
処分先	・処分業の許可区

(2) 変更承認事項及び添付書類

※以下の添付書類のほか、変更承認申請書【様式No.5】も必要です。

添付書類の白抜き数字①の書類は、事前相談の際に提出が求められるものです。

変更承認事項		添付書類
1	保管・積替施設の 設置場所*1 ※事業の区分の変更を伴う 場合は、変更許可申請又 は変更届 (P.29 の保管・ 積替施設を参照)	① 作業計画書 (保管・積替施設の作業工程を説明する書類)
		② 保管・積替施設の案内図及び付近の見取図
		③ 保管・積替施設の配置図
		④ 保管・積替施設の平面図、立面図、断面図
		⑤ 保管・積替施設の写真 *申請前3か月以内に撮影されたものに限る。
		⑥ 保管・積替施設の土地及び建物の登記事項証明書 (*3か月以内に発行の原本) 又は賃貸借契約書の写し
		⑦ 保管・積替施設の関係諸官庁の施設設置届出書の写し
		⑧ その他必要と認められる書類
2	車種	① 器材一覧表【様式No.20】*2
		② 変更後の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し (両方とも提出すること*)
		③ 変更後の運搬車の写真 *申請前3か月以内に撮影されたものに限る。
		④ 変更前の運搬車の許可表示を抹消した写真 *申請時、写真を添付できない場合は、確約書【見本No.6】を添付し、写真のみを後 日提出すること。
		⑤ その他、必要と認められる書類
	予備車 ⇒ 稼働車*3	① 増車理由書【見本No.8-1】 *【見本No.8-1】のうち、「最近3か月の運搬量一覧」については、取り扱う一般廃 棄物の種類が「普通ごみ」の場合のみ記入すること。枠内に記入しきれない場合 は、最近3か月の運搬量一覧 (別紙)【見本No.8-2】を併せて提出すること。
		② 器材一覧表【様式No.20】*2
	稼働車 ⇒ 予備車*3	① 器材一覧表【様式No.20】*2
		① 増車理由書【見本No.8-1】 *【見本No.8-1】のうち、「最近3か月の運搬量一覧」については、取り扱う一般廃 棄物の種類が「普通ごみ」の場合のみ記入すること。枠内に記入しきれない場合 は、最近3か月の運搬量一覧 (別紙)【見本No.8-2】を併せて提出すること。
	増車*4	② 器材一覧表【様式No.20】*2
		③ 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し (両方とも提出すること*)
		④ 運搬車の写真 *申請前3か月以内に撮影されたものに限る。
⑤ その他、必要と認められる書類		
減車	① 器材一覧表【様式No.20】*2	
	② 許可表示を抹消した運搬車の写真 *写真を申請時に提出できないときは、確約書【見本No.6】を添付し、写真のみを後 日提出すること。 *廃家電専用車においても、一般廃棄物収集運搬業の表示がされていないことを確認 できる写真を添付すること。	

3	運搬先*1	① 指定処理施設以外へ搬入する場合の作業計画書【見本No. 9】 * 取り扱う一般廃棄物の種類が、「廃家電以外」の場合
		② 運搬先施設所在区市町村の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
		③ 運搬先施設の一般廃棄物処分業許可証の写し
		④ 運搬先施設の再生利用事業登録証明書の写し * 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律による廃掃法の特例を受ける場合で運搬先施設が登録再生利用事業者であるとき。
		⑤ 運搬先施設の搬入承認に関する書類の写し
		⑥ その他必要と認められる書類
4	処理施設の種類、 数量、設置場所 及び処理能力*1 (処分業)	① 作業計画書 (処理施設の作業工程を説明する書類)
		② 処理施設の案内図及び付近の見取図
		③ 処理施設の配置図
		④ 処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
		⑤ 処理施設の写真 *申請前3か月以内に撮影されたものに限る。
		⑥ 処理施設の土地及び建物の登記事項証明書 (*3か月以内に発行の原本) 又は賃貸借契約書の写し
		⑦ 処理施設の関係諸官庁の施設設置許可証又は認可書の写し
		⑧ その他必要と認められる書類
5	処分先*1 (処分業)	① 処分先の一般廃棄物処分業許可証の写し
		② 処分先の搬入承認に関する書類の写し
		③ 作業計画書 (処理施設の作業工程を説明する書類)
		④ その他必要と認められる書類

*1 1 保管・積替えを行う施設、3 運搬先、4 処理施設の種類の等、5 処分先、に係る変更について、減少する場合の添付書類は不要とします。ただし、廃棄物の処理行程が変更になることが想定されるため、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書【様式No.24】もしくは指定処理施設以外へ搬入する場合の作業計画書【見本No.9】の添付を求めることがあります。

*2 器材一覧表【様式No.20】は、変更前・変更後の運搬車等も含め、許可に係るすべての運搬車等を記入し、変更に関わる車両の備考欄に、その旨を記入してください。

*3 運搬施設の種類や数量を変更せず、稼働車⇔予備車の変更をする場合、変更届になります。(P. 47の表中番号5を参照)

*4 バキューム車を増車する場合はP. 101 Q&A49を、予備車を増車する場合はP. 95 Q&A23を参照してください。また、転居廃棄物を収集運搬する運搬車については、普通ごみを取り扱う稼働運搬車の保有基準 (P. 12の表中番号(6)参照) は適用されません。

*5 令和5年1月以降に発行された自動車検査証は、所有者又は使用者、有効期間の満了日が確認できないため、自動車検査証記録事項の写しと合わせて提出してください。